

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年12月22日

【会社名】 株式会社 S H I F T

【英訳名】 SHIFT Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 丹下 大

【本店の所在の場所】 東京都港区麻布台一丁目3番1号麻布台ヒルズ 森JPタワー

【電話番号】 03(6809)1165(代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部経理部部長 浅井 健一郎

【最寄りの連絡場所】 東京都港区麻布台一丁目3番1号麻布台ヒルズ 森JPタワー

【電話番号】 03(6809)1165(代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部経理部部長 浅井 健一郎

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】 その他の者に対する割当 108,439,433円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年11月25日付で提出いたしました有価証券届出書並びに2025年11月26日付、2025年12月1日付及び2025年12月15日付で提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書について、2025年12月22日付で臨時報告書を提出したことに伴い、当該臨時報告書の参照書類への追加及び参照書類の補完情報の変更を行うため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第三部 参照情報

#### 第1 参照書類

- 3 臨時報告書
- 4 訂正報告書

#### 第2 参照書類の補完情報

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第三部 【参照情報】

（訂正前）

### 第1 【参照書類】

#### 3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2025年12月15日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年11月26日に関東財務局長に提出。

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2025年12月15日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2025年12月15日に関東財務局長に提出。

#### 4 【訂正報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2025年12月15日）までに、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づく臨時報告書の訂正報告書を2025年11月27日に関東財務局長に提出。

### 第2 【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2025年12月15日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2025年12月15日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

（訂正後）

### 第1 【参照書類】

#### 3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2025年12月22日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年11月26日に関東財務局長に提出。

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2025年12月22日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2025年12月15日に関東財務局長に提出。

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2025年12月22日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年12月22日に関東財務局長に提出。

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2025年12月22日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2025年12月22日に関東財務局長に提出。

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2025年12月22日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2025年12月

22日に関東財務局長に提出。

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2025年12月22日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を2025年12月22日に関東財務局長に提出。

#### 4 【訂正報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2025年12月22日）までに、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づく臨時報告書の訂正報告書を2025年11月27日に関東財務局長に提出

#### 第2 【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2025年12月22日）までの間ににおいて生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2025年12月22日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。